

これからに元気を。大切な人に安心を。

JP  
POST 郵便局

# 郵便局の終活日和

終活のお悩みは郵便局の生活相談ダイヤルへ!

郵便局と一緒に  
「これから」の生活について  
考えてみませんか

大切な人たちへ遺すもの  
元気なうちに考える相続対策

相続手続きは専門家におまかせ!  
お一人さまの終活準備

介護施設に老人ホーム  
終の棲家は選ぶ?

記憶を記録に残す 自分史を作ろう

離れて暮らす家族をつなぐ 郵便局のみまもりサービス

最期のお別れに必要なものは? 事前に確認したい葬儀とお墓事情

郵便局がご提案!

# 暮らしを豊かにする\* シニア向けサービス

\*郵便局のコールセンターにご相談  
いただく場合。もしくは、全国の郵  
便局にて郵便局社員と一緒にコー  
ルセンターに電話相談した場合。

ユウさん(67)  
定年までカフェで働いていた。  
いざ退職すると手持ち無沙汰。

はあ



彼女、  
どうしたの?

お母さん最近ずっと  
ああなんです

どうぞ

カホさん(39)  
ユウの娘。亡き父から  
カフェを受け継いだ。



ありがと

チヨさん(75)  
カフェの常連客。  
マイブームは終活。



退職してからなんだか身が入らなくて...

チヨさんは最近いきいき  
されていますよね

何か始めたんですか?

ふふっ  
終活したから  
生活にハリがでたのかしら

遺言書も  
書いたのよ



遺

言!?

あら、そんなぎよつとしないで

あと20年は生きるつもり

ほっ



人が亡くなる時って何かと  
あわただしいでしょう

いろいろ整理されていると  
遺される方は楽よねえ

お父さんの時大変だったもんね

自分で判断できるうちに  
やっておこうと思って

遺品の整理

葬儀の手配

訃報の送り先

口座凍結

相続手続き



これまでの人生を整理して、  
残りの人生に  
活かすための活動なの

**終活**

この間、シニア向け住宅の見学も  
してきたのよ

最近よく聞くけどトラブルも  
気になるのよね

**1番大切なのは  
安心して生活  
できること!**

安心

最近は安心して暮らしや心豊かになれる  
シニア向けサービスがいろいろあるの

みまもり  
サービス

介護施設紹介

生前整理

自分史制作

遺言書

どれも手軽に利用できるし  
専門家にお任せできることは  
お任せしちゃえばいいのよ

専門家

でも、安心して頼める会社  
を探すのは大変よね

老後やその先の話を家族と専門家と  
相談できればいいんだけど……

郵便局のコールセンターに  
相談すると、提携している  
専門家を紹介してくれるのよ

郵便局で相談  
ができるの!?!\*

長いシニアライフ、  
有効に使う方法を  
考えてみない?

未来の自分と  
家族のため……

一緒に考えて  
みようか

詳しくは

- 相続対策…P.03
- お一人さまの終活準備…P.05
- 終の棲家はどう選ぶ?…P.07
- 自分史を作ろう…P.09
- みまもりサービス…P.11
- 葬儀とお墓事情…P.13

\*郵便局の生活相談ダイヤルを利用する場合。お近くの郵便局にご相談しに来ていただき、郵便局社員と一緒にコールセンターに電話することも可能です。

# 大切な人たちに遺すもの 元気なうちに考える相続対策



## 複雑な相続をあらかじめ整理しておくために

相続にはさまざまな問題が絡むため、ご家族だけでは円満に解決できない事例が発生しています。ご本人の意思を明確にし、専門家を通して準備しておくことで、スムーズに相続を行うことができます。

### 相続に関する主なサービス例

#### 相続発生前の対応



##### 遺言書

公正証書遺言の作成や自筆証書遺言の添削を依頼できます。



##### 死後事務の委任

もしもの時の各種手続きを専門家へ委任できます。



自分でやろうとすると大変!

#### 相続発生後の対応



##### 戸籍謄本等の収集

相続手続きに必要な戸籍・除籍謄本等の収集にかかる負担を軽減できます。



##### 銀行預貯金

金融口座の解約等複雑な相続手続きを依頼できます。



##### 相続税

期限までに終わられるか心配な相続税の申告手続きを依頼できます。

## 大切な人に贈る「遺言書」

法定相続人※ではない人へ相続させたい場合や、「家は長女に」など特定の財産を特定の相続人や団体に贈りたいなど、相続の内容に意思や想いがある場合は遺言書が必要です。

※配偶者、子、直系の尊属、兄弟姉妹など、民法で定められた相続の権利を持つ人。

### 遺言書に書ける内容の例

- 財産のうち100万円を教育団体に遺贈してほしい
- スマホは中身を見ずに破棄してほしい
- 飼猫は姪に飼ってもらいたい
- コレクションの絵画は美術館に寄贈したい

遺言書は民法に規定されているルールに従い、正しく作成していないと無効となります。また、自宅に保管していると紛失したり、遺族に見つてもらえなかったりする場合があります。



大切な遺言書が有効なものとして使われるよう、「公正証書遺言」や「自筆証書遺言書保管制度」の利用がおすすめです。公証役場や法務局で適切に保管してもらうことができます。



紙のサイズや余白にもルールがあるわ

難しいから私は専門家※に頼もうっと



※司法書士や行政書士、税理士など。

## 早めに進める財産整理

### 財産目録をつくる

財産の管理のため、目録(リスト)を作っておくと便利です。遺品としてどんなものがあるのか、また何にどれだけの価値があるのか、目録として記録しておくことで遺品の整理もスムーズです。



お父さんが亡くなった時に目録欲しかった!

遺品の価値がわからないから売るか処分するかとても迷ったわね



### ●財産目録の例

財産目録					
不動産	所在地	地番	面積	評価額	
1	●●県▲▲市◎◎丁目	○番○	00.0㎡	000万円	
2	●●県▲▲市▼▼丁目	×番×	00.0㎡	000万円	
3					
			小計	0000000円	
預貯金	金融機関名(支店名)	種別	口座番号	残高	
1	●●銀行▲▲支店	普通	123456	0000円	
2	●●信用金庫▲▲支店	普通	987654	0000円	
3					
			小計	0000000円	
株式	銘柄	株数	証券会社	証券番号	単価
1	▽▽コーポレーション	000	●●証券▲▲支店	000	000
2	▲▲自動車	000	●●証券▲▲支店	000	000
3	◆◆ホールディングス	000	□□証券▲▲支店	000	000
			小計	0000000円	
			合計	0000000円	

令和〇年〇月〇日  
作成者氏名:郵便太郎 印

### 生前から始める遺品整理

気軽に捨てられないものだからこそ、体力が落ちる前に期限を決めてきちんと整理しておきたいですね。事前に取り掛かっておかないと、遺族の負担になってしまうことも心得ておきましょう。誰かに残したいものか、普段使いのものかを分けて、贈与や処分の整理を検討します。

#### 贈与を検討するもの

宝飾品、ブランド品、  
書画骨董、着物 など

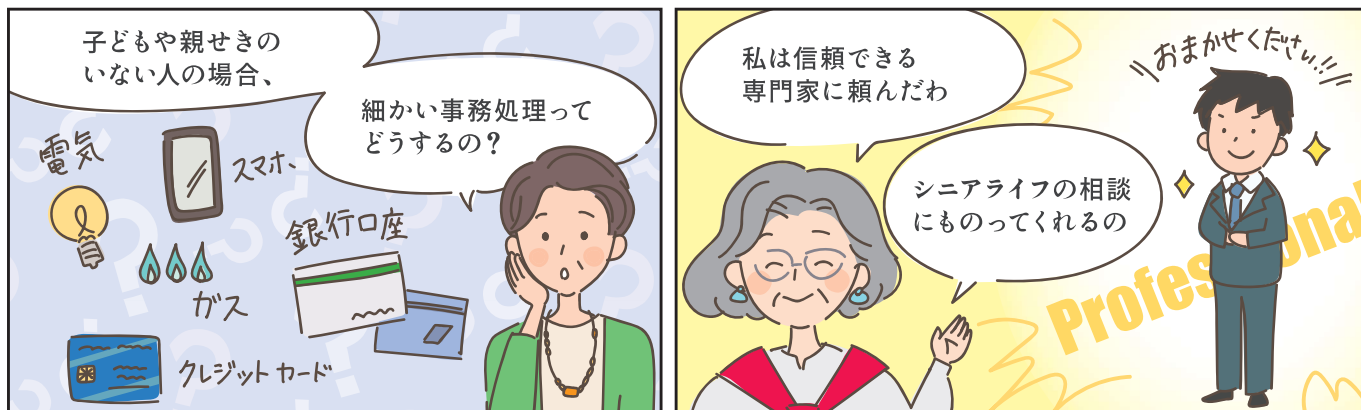
#### 処分を検討するもの

使用しなくなった衣類、  
書籍、家電、家具、  
自転車 など

自治体の粗大ごみ回収は、自分で外に出さないといけないけど、業者をお願いすると、家から回収もしてくれるのよ



# 相続手続きは専門家におまかせ！ お一人さまの終活準備



## 見守り契約・任意後見・死後事務の三本柱

単身の高齢者の場合、シニアライフをどう過ごすのか相談できる相手がいなかったり、遠縁しかいない場合があります。身の周りの整理も何かと大変ですし、整理したものをその後どうするかを他者にゆだねる必要があるのです。

Q

見守り契約  
とは？

A

お一人さまの場合、ご自身の判断能力が低下したことに気が付けない場合が想定されます。見守り契約は、任意後見人になる予定の方と定期的にコミュニケーションを取り、後見開始のタイミングをチェックするものです。

Q

任意後見制度  
とは？

A

ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

Q

死後事務  
とは？

A

人が亡くなったあとに発生する、死後の葬儀や住んでいた家の片付け、遺品の処理、施設への支払いなどの事務を指します。基本的には遺族が担うことが多いですが、単身の方や頼れる親族のいない人のほか、家族に迷惑をかけたくない方は専門家に依頼(死後事務委任)をする場合があります。

これらの事務手続等を専門家が担います。認知症などにより判断能力が低下した場合の後見サポート、ご逝去後のお手続きや相続に至るまでお客さまに寄り添い支援します。

# 「顔が見える安心」お一人さまを包括的にバックアップ

## こんなお悩み、まるごと解消！

- 親戚はいるが疎遠のため、頼みにくい
- 一人暮らしなので、認知症になった時、気付いてもらえるか不安
- 葬儀や埋葬は自分の希望どおり行ってほしい
- 認知症になった際の手続きをプロにお願いしたい
- 離れて暮らす親族のことが心配



施設の入居やお金のいろいろ……



認知症になってからの契約は不安よね

### ●主なサポートサービス例

見守り契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お悩み相談</li> <li>・安否確認</li> <li>・高齢者向け施設への住み替えのお手伝い</li> </ul>
任意後見契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な契約書類、その他重要書類(遺言書など)の保管</li> <li>・死後必要となる費用(預託金)の事前保管</li> </ul>
病院入院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院費用の連帯保証</li> </ul>
エンディングサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危篤、訃報時の緊急対応、親族等関係者への連絡</li> <li>・行政官庁等への諸届事務</li> <li>・公共サービスの停止手続き(死亡届・年金・介護保険等)</li> <li>・通夜、告別式、火葬、納骨、永代供養に関する事務</li> <li>・喪主代行</li> <li>・死亡日までの各費用の精算(生前債権債務の精算)</li> </ul>

遺言書は  
お一人さまの場合にも  
効力があるのね  
(P.3~4参照)



私の財産は猫の保護や  
音楽団体への寄付を  
考えているわ



皆さまの  
明るい未来を  
築くお手伝い！

日本郵便 / 生活相談ダイヤル

相談無料※



0120-65-3741

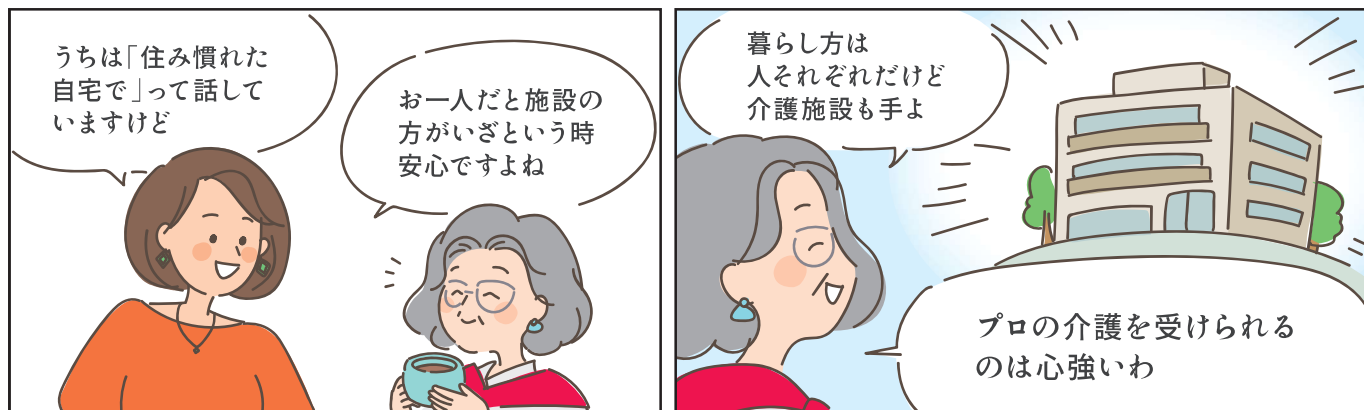
受付時間：平日9時～20時(土日祝・年末年始は除く)

※弊社が紹介した提携事業者と契約し、サービス提供を受ける際には費用が発生します。

WEBでの  
ご相談はコチラ



# 介護施設に老人ホーム 終の棲家はどう選ぶ？



## 【元気なうちに生活環境チェック！】

今は元気で活動的で「まだまだ大丈夫」と思っている、いつ何が起ころうとも不思議ではない高齢期。1つでも当てはまるものがあつた場合は、介護施設の利用も検討してみましょう。

- 独りで暮らしていることへの不安や孤独を感じる、よく口にするようになった
- 配偶者や家族同然のペットを失った
- 日常の家事に支障がでてきた（冷蔵庫にものがあふれたり、火の消し忘れなど）
- 短期的な入退院を繰り返すようになった（脱水症状、熱中症、誤嚥性肺炎など）
- 服薬管理表で管理していても薬を飲み忘れることがある
- 日常生活の上で、要支援の認定を受けた（例えば、階段を使う生活など）
- 道に迷って外出先から家に帰れなくなったことがある

## 【在宅介護と施設介護】

介護が必要になった時、自宅で介護保険サービスを受ける「在宅介護」と、施設で24時間体制のケアを受けられる「施設介護」があります。どちらのスタイルで介護を受けるか、ご本人やご家族の間で悩まれる方も少なくありません。

### 在宅介護

#### メリット

住み慣れた自宅での生活を継続。  
専門家によるサービス利用の頻度や種類を自由に選択可。

#### デメリット

要介護者を見守る家族の負担が大きい。



訪問介護サービスなど、ケアマネジャーと相談して検討してみましょう。

### 施設介護

#### メリット

24時間体制のケアを受けることが可能で、家族への気遣いやストレスを軽減し良好な関係を維持できる。

#### デメリット

高額な費用が掛かるケースも。



施設入所には複数施設を見学し、希望に沿うように充分検討をするとよいでしょう。



要介護認定によって利用できる介護保険サービスの範囲が変わるのよね

ケアマネジャーさんと要相談ね





## 介護施設の種類

高齢者の住まいには、介護保険サービスを利用できる施設(介護保険3施設)や介護保険サービスを利用しなくても住める施設など、サービス内容や利用条件によってさまざまな施設があります。

介護保険3施設		
介護保険サービスを受けることが目的の施設		
特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設
要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者にリハビリ等を提供し在宅復帰を目指す施設	医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設

高齢者の住まい				
主に高齢者が安心して暮らすための施設(オプションで介護保険サービスを受けられる施設も)				
養護老人ホーム	軽費老人ホーム	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	認知症高齢者グループホーム
環境的、経済的に困窮した高齢者の施設	低所得高齢者のための住居	高齢者のための住居	高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居

※厚生労働省資料をもとに作成。 ※施設の種類の一例です。



入居までに時間がかかる場合もあるから注意!

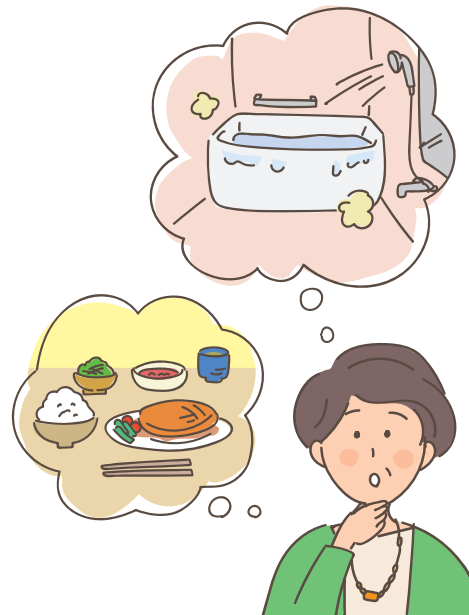
介護がまだ必要ない人向けの施設もあるのね



介護施設は公的施設と民間運営の施設に分けることができます。公的施設は国や地方公共団体、社会福祉法人が運営している施設です。比較的入居費用や月額利用料が安価なのが魅力ですが、入居条件(介護度など)が厳しい場合があります。

一方で民間運営は、公的運営の施設に比べてサービスの幅が広く、介護を必要としていない自立の方から要支援、要介護の方まで幅広く入居することができます(一部を除く)。空室があればすぐに入居できる場合もあります。

公的な介護保険を利用した介護サービスが必要か、食事や入浴などの介助が必要かなど、必要なサービスを考えて施設を選びましょう。



本人や家族が暮らしやすい形を探ることが大切!

元気な今だからこそ、準備しておきたい

日本郵便/生活相談ダイヤルでは、お一人ひとりにマッチングした民間運営の介護施設の紹介を行っております。もちろん、介護に関するご相談やお悩みに寄り添った解決策もご提案しております。まずは下記フリーダイヤルまでお気軽にご相談ください。お電話お待ちしております。

皆さまの  
明るい未来を  
築くお手伝い!

日本郵便 / 生活相談ダイヤル

相談無料※



0120-65-3741

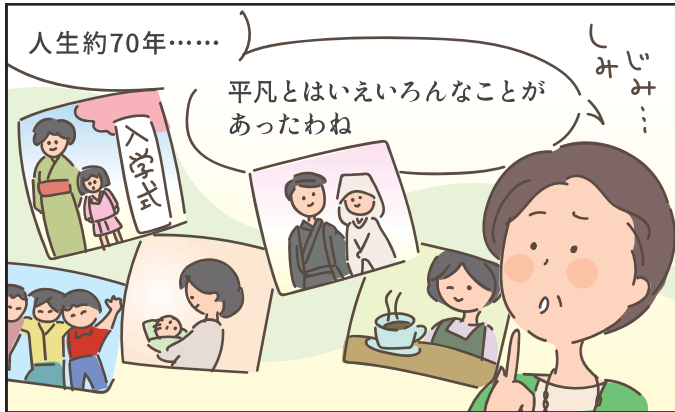
受付時間: 平日9時~20時(土日祝・年末年始は除く)

※弊社が紹介した提携事業者と契約し、サービス提供を受ける際には費用が発生します。

WEBでの  
ご相談はコチラ



# 記憶を記録に残す 自分史を作ろう



## 写真や文章をまとめてつくる自分だけの「自分史」

これまでの半生を振り返って、自分自身の記録として1冊の本にまとめる「自分史」。過去を見つめ直し思い出をまとめることで、これから先の人生でやりたいことも見えてくるかもしれません。



お母さんへのプレゼントにも良いかも

- 長寿祝い、結婚記念日のプレゼントに
- 親の半生を知っておききっかけに
- 生きてきた証をご家族に残したい方に



※画像はイメージです。

## 自分史作成サービス

文章をまとめるのは難しい……という方向けに、プロに執筆・編集を依頼するサービスがあります。ご自宅やご希望の場所へ記者とカメラマンがお伺いし、インタビューおよび写真撮影を行い、お客さまの人生史を作成して製本しお届けいたします。

### 「自分史」サービス4つの特長

**1** 対応地域は  
全国

北海道～沖縄まで  
**全国一律料金**  
で製作します\*

\*一部島しょ部を除く。  
※旅券ハイシーズン時期などの訪問は  
出張費別途で承ります。

土日祝日も承ります。

**2** カメラマン  
による撮影

表紙やインタビューページに  
使用する写真を撮影いたします。

あなたは  
思い出を  
話すだけ

文書作成は  
記者にお任せください。

**4** 約3～4か月後  
にお届け

デザイン・レイアウトは  
お任せください。



お父さんとのなれそめも書いておこうかな

そういう普段聞かないこと、知りたいな!





# 不動産の相続に必要な手続きとは？ / 法律で義務化された 相続登記手続き

土地や建物が相続財産となる場合、相続登記の申請が必要です。  
具体的な手続きや必要となる書類の作成は専門家にご相談ください。

## 相続登記の申請が「義務化」になりました！

相続人が複数の場合に  
話し合い（遺産分割協議）  
が成立して不動産を取得  
した人は…

成立した日から3年以内に  
相続登記の申請が必要に！

話し合いではなく、法律で  
定められた割合での相続や  
遺言によって不動産の所有  
権を取得した人は…

その取得を知った日から  
3年以内に相続登記の  
申請が必要に！

正当な理由なく  
義務に違反した場合は…

10万円以下の過料（行政上  
のペナルティ）の対象に！

## 司法書士は、相続登記の専門家です！

司法書士は相続登記手続きに関する様々なご相談に対応いたします。

相続人の  
調査

遺産分割  
の協議

相続財産  
の調査

遺言の  
調査



相続登記  
の申請

相続人  
申告登記

法定相続  
情報証明

国庫帰属  
の相談

相続登記は、お近くの司法書士へ

ご相談は、全国の相続登記相談センター（司法書士会窓口）  
または全国お近くの司法書士に、お気軽にお問合せください。

相続登記相談センター 予約受付フリーダイヤル

いさんのなやみに

 0120-13-7832

お近くの司法書士を  
探すなら ……………

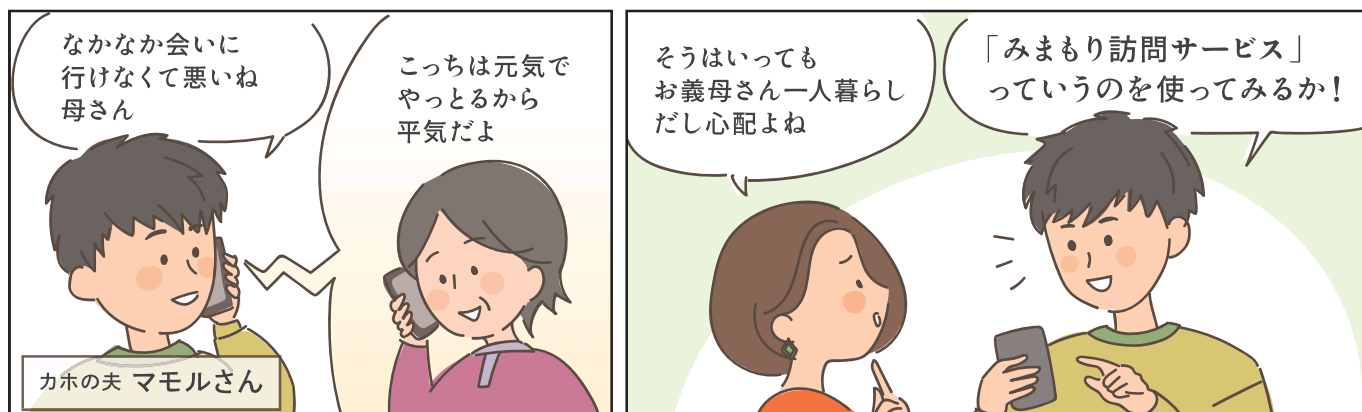
公式  
ナビ

しほサーチ 🔍



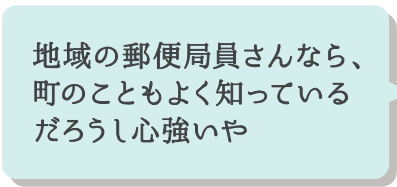
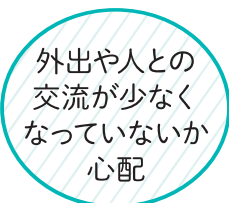
<https://souzoku.shiho-shoshi.or.jp/lp/>

# 離れて暮らす家族をサポート 郵便局のみまもりサービス



## 「訪問」と「報告」でご利用者さまとご家族さま両方に安心をお届け

こんなご心配の解消をご家族の近くにいる郵便局が解消します!



### みまもり訪問サービス

#### 訪問



#### 報告



- 郵便局社員が月1回訪問し、会話を通じて生活状況を確認します。
- 確認した生活状況をご家族などにメールでご連絡します。
- ご利用者さまのご希望により写真やメッセージなども添付します。

月額  
2,500円  
(税込)

対面訪問の強みは、直接お会いするからこそ分かる些細な変化に気づけることです。ご自宅内のご様子や、顔色のよし悪し、会話の受け答え等、気づいた点もお知らせすることでご利用者さまから喜ばれています。

### ご利用中のお客さまからいただいたお喜びの声

#### ご利用者さま

- ・定期訪問の時にたまたま電球が切れていて、郵便局の人が代わりに換えてくれたこともあり、とても助かりました。
- ・行政などから届く各種郵便物の内容について、対応の相談に乗っていただき助かります。
- ・郵便局の方が来るときはおめかしして、毎月の定期訪問を楽しみにしています。

#### ご家族さま

- ・家族には心配かけまいと隠していた通院のことも、第三者の郵便局の方には話せたようでした。知り得なかったことも報告書を通じて知ることができて良かったです。
- ・不審な業者からの営業があったことや、相談なしにリフォームをしようとしていることなどを報告書で知ることができ、対処ができて感謝しています。
- ・コロナ禍でなかなか帰省できない中、定期的に様子を知ることができ助かっています。



## 「みまもり訪問サービスには他にも安心がいろいろ！」 追加料金なし

- 日額3,000円×入院日数(最大30日)の保険金が支払われます。

高齢者のケガで最も多いのは自宅内でのケガだと言われています。みまもり訪問サービスには、ケガをして入院された場合に保険金が支払われる「みまもり保険」が追加料金なしで付いてきます。

### 補償が受けられる例

日常生活の中でのケガ全般による入院



- 3つの電話窓口で「日常の困りごと」から「もしも」の時までバックアップ

ご利用者さまとそのご親族さまがご利用いただけます。

### メディカルアシスト

体調が悪い時でも「迷惑がかかるから」と救急車を呼ぶのはためられる……。そんな時、24時間気軽に医療相談が可能です。

### デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお困りごとについてお電話で相談ができます。

### 介護アシスト

介護に関する相談に電話でお答えします。また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

わからないことを気軽に聞けるのは便利ね



## 「毎月の訪問だけでなく、さらに安心を手厚くサポート！」

### みまもりでんわサービス

毎日決められた時間帯にご利用者さまに自動音声電話をお掛けし、体調確認を行い、ご家族さまなどへメールでお伝えするサービスです。

- 回答後には、日替わりメッセージもお楽しみいただけます。
- みまもり訪問サービスとの併用により日々の状況確認と月1回の訪問によるきめ細かい状況確認が可能です。

月額  
1,070円  
(税込)～

### 駆けつけサービス(オプション)

もしものときには、ご家族さまからの要請に応じて、警備会社の警備員がご利用者さま宅に駆けつけます。

- ご利用者さまと連絡が取れない時でも緊急的な状況確認が可能です。
- 24時間365日いつでも駆けつけます。

※別途、警備会社と契約を締結いただく必要があります。 ※駆けつけの際は、別途都度費用が発生します。

月額  
+880円  
(税込)～

お申込みは郵便局の窓口またはWEBサイトで

## 郵便局のみまもりサービス / お客様サービス相談センター

0120-23-28-86

受付時間: 平日 9時～19時 土・日・休日 9時～17時 ※携帯電話から 0570-046-666(通話料有料)

WEBでのご相談はコチラ



# 最期のお別れに必要なものは？ 事前に確認したい葬儀とお墓事情



## 本人のご意向を大事にするお葬式

深い悲しみの中で行わなければならない葬儀は、突然のことであったり、普段慣れないことであったり、トラブルや意見の食い違いも起こりがち。納得のいくお葬式にするためには、葬儀社とよく相談することが大切です。本人の意向を大事にするのであれば、事前に家族で話し合い、生前から葬儀社に問い合わせておくのもひとつの手でしょう。

### 本人に確認しておきたい葬儀に関する8つのチェックポイント

- 火葬のみ / 告別式のみ / 家族葬 (小規模な葬儀) / 一般葬 (参列者を多く招く葬儀)
- 規模 (参列者の人数) (1~5名 1~10名 10~30名 30名以上)
- 訃報を送る相手・範囲 ( )
- 宗教・宗派 ( )
- 会場・エリア (自宅付近、ふるさとなど) ( )
- 予算 (約 万円)
- 地域による習わし ( )
- 棺に入れてほしいもの ( ) など

### 安心のセットプラン

何度も経験することのないお葬式は、内容や価格など不明な要素が多くあります。郵便局の終活日和では、そのような不安を解決すべく、葬儀専用ダイヤル(24時間受付)で相談を承ります。お得にご利用いただける安心のセットプランもご用意しております。

些細な  
ことでも  
お気軽に！

日本郵便 / 葬儀専用ダイヤル

相談無料※



0120-999-560

受付時間：24時間365日対応

※弊社が紹介した提携事業者と契約し、サービス提供を受ける際には費用が発生します。



お父さんが亡くなって初めて  
菩提寺があったことを知ったわ

祭壇に供えて欲しいお花や  
流してほしい音楽も重要よね



希望をまとめておくことが大切ね



※画像はイメージです。

## 【終の棲家の先のお墓】

現在のお墓事情は大きく変化しており、一般的にイメージされる埋葬の「お墓」だけでなく別の方法が選ばれることがあります。郵便局の終活日和では、他にも海洋散骨など、お客さまがお墓選びで後悔しないためのご相談が可能です。



### 一般墓

親から子へ、子から孫へと  
代々引き継がれていくお墓

#### 選ばれている理由

- 今後も代々引き継ぎたい
- 家族みんなでお墓に入りたい
- 残された家族の心よりどころが欲しい



### 樹木葬

故人を自然の中で  
埋葬するお墓

#### 選ばれている理由

- 将来後継ぎがいなくなる
- お墓の掃除がいらぬ
- お花や自然に囲まれて綺麗



### 納骨堂

霊園や寺院の建物内に  
遺骨を保管する形式のお墓

#### 選ばれている理由

- 将来後継ぎがいなくなる
- 交通の便がいいところにある
- 屋内で管理されていてお参りがしやすい



なんとなく先祖と同じお墓に  
入るものだと思っていただけで……

実はいろんな  
選択肢があるのよね



お墓の  
お困りごとも  
日本郵便へ

日本郵便 / 生活相談ダイヤル

相談無料※



0120-65-3741

受付時間：平日9時～20時(土日祝・年末年始は除く)

※弊社が紹介した提携事業者と契約し、サービス提供を受ける際には費用が発生します。

WEBでの  
ご相談はコチラ





# 「郵便局の終活日和」利用規約

日本郵便株式会社(以下「弊社」といいます。))は、「郵便局の終活日和」(以下「本サービス」といいます。))の利用規約(以下「本規約」といいます。))を、以下のとおり定めます。

## 第1条(本規約の適用及び変更)

- 本規約は、本サービスの利用に関して、弊社と本サービスの利用者(以下「利用者」といいます。))との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者全てに適用されます。
- 利用者が本サービスを利用するには、本規約の全ての記載内容について同意する必要があります。また、本サービスを利用した場合は、本規約の全ての記載内容について同意したものとみなします。
- 本規約の内容と、その他の本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
- 本規約に基づく本サービスの利用に関する契約(以下「本契約」といいます。))は、弊社が運営するコールセンター(TEL:0120-65-3741、0120-999-560)及びWebサイト並びに弊社の施設(以下「CC等」といいます。))で利用者の供養、相続、介護等の終活等に関するご相談を受け付けた時点で成立するものとします。
- 弊社は、本規約を変更できるものとします。この場合、弊社は、弊社が運営するWebサイト上において変更適用日及び変更後の内容を周知するものとし、変更適用日後も本サービスの利用を継続した場合にも、利用者が本規約の変更に合意したものとみなし、弊社と利用者との間では、本規約の変更後の内容が効力を生じるものとします。

## 第2条(本サービス)

- 本サービスは、供養、相続、介護等の終活等に関するご相談を始めとしたCC等で受け付けたご相談の内容をお聞きし、ご相談の内容に応じた事業者(以下「紹介事業者」といいます。))を紹介するサービスです。なお、本サービスの利用料は無料とします。
- 弊社は、本サービスの提供の全部又は一部を外部の事業者(以下「委託先」といいます。))に対して委託することができるものとします。
- 弊社は、本サービスの内容の見直しをすることができるものとします。

## 第3条(個人情報の取扱い)

- 弊社は、本サービスに関連して取得した利用者及び当該利用者の配偶者、親、子、兄弟その他の親族(以下「利用者等」といいます。))の個人情報(法人である利用者等の役員、従業員等の個人情報を含みます。以下同じとします。))を、以下の各号に定める利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いします。
  - 本契約及び法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
  - 本契約の解約及び本契約解約後の事後管理のため
  - 市場調査、データ分析やアンケートの実施等のため
  - ダイレクトメールの発送等、商品やサービスに関する各種ご提案のため
  - その他、利用者等への本サービスの提供を適切かつ円滑に履行するため
- 弊社は、本サービスに関連して取得した利用者等の個人情報を、弊社のプライバシーポリシーその他の関係規程に基づき、厳正に取り扱います。
- 弊社は、弊社のプライバシーポリシーを弊社Webサイト上での公表等弊社が適切と認める方法で周知するものとします。
- 弊社は、本サービスに関連して利用者から取得した利用者等の個人情報について、紹介事業者に提供します。利用者が利用者等の個人情報を弊社に提供するに当たっては、本人から弊社及び紹介事業者への個人情報の提供についてあらかじめ同意を得るものとします。また、弊社は、利用者等と紹介事業者との取引の内容等について、紹介事業者から情報提供を受け取ります。

## 第4条(相続に関するご相談における保証)

- 利用者は、相続に関するご相談をされる場合、利用者以外の被相続人の相続人及び当該相続人以外の親族(以下「他の相続人等」といいます。))の方が、税理士、弁護士、司法書士、行政書士等の提供するサービスを利用して、又はご自身で、被相続人の相続に関する諸手続を行っていないことを保証するものとします。
- 利用者は、被相続人の相続に関する諸手続に係る本サービスの利用について、相続人代表者として行動する権限があること、被相続人の相続に関する諸手続を行う完全な権限があること及び他の相続人等において本サービスを利用することに異議を有する者がいないことを弊社に対し表明し、保証するものとします。弊社に対し、他の相続人等から異議の申立等があった場合には、弊社は、本契約を直ちに解除し、本サービスを中止することができるものとします。
- 弊社は、利用者が紹介事業者等(第9条第1項で定めます。))に依頼する各種サービス提供が適切な時期に行われること、サービスが有効であることについて保証しません。

## 第5条(禁止事項)

- 利用者は、本サービスのご利用に際して、法令違反行為を行わず、また、不適切又は不正な目的に基づき本サービスを利用しないものとします。
- 利用者は、本サービスのご利用に当たり、次の各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。
  - 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
  - 弊社又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
  - 公序良俗に反する行為
  - 弊社又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
  - 個人を誹謗、中傷し、その他名誉を侵害する行為
  - 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
  - 第三者になりすます行為
  - 訴訟、紛争等の理由による調査を目的とした本サービスの利用
  - 弊社又は第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
  - 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
  - その他、弊社が不適切と判断する行為

## 第6条(反社会的勢力等の排除)

- 利用者は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」と総称します。))に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて弊社の信用を毀損し、又は弊社の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 利用者が前二項のいずれかに違反した場合は何らの通知又は催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - 弊社は、前項の規定に基づく解除により利用者が生じた損害について、一切の義務及び責任を負わないものとします。また、弊社は、利用者に対し、かかる解除により弊社が被った一切の損害の賠償を請求できるものとします。

## 第7条(本サービスの停止等)

- 弊社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断することができるものとします。
  - 本サービスの提供に係る設備、コンピュータ・システム、通信回線等(いずれも委託先のものも含みます。以下同じとします。))の点検・保守作業、仕様変更作業を行う場合
  - 本サービスの提供に係る設備、コンピュータ・システム、通信回線等が停止した場合
  - 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスが一時的にでも運営できなくなった場合
  - その他、弊社が停止又は中断を必要と判断した場合
- 弊社は、前項に基づき弊社が行った措置により利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第8条(サービス提供の終了)

弊社は、本サービスの提供に関して紹介事業者又は委託先との間の契約関係の終了及び当該事業者又は委託先との間の取引条件の変更、その他弊社の都合により、本サービスの内容を変更し、又は提供を終了することができます。

## 第9条(保証の否認及び免責事項)

- 利用者は、供養、相続、介護等の終活等に関する個別のサービスは、紹介事業者又は紹介事業者の提携先、協力会社、子会社及びこれらに類するもの(以下、これらを総称して「紹介事業者等」といいます。))が利用者に対して直接提供するものであることを理解した上で、紹介事業者等と交渉、契約等を行うこととし、自己の責任において直接これを行うものとします。
- 弊社に故意又は重過失がある場合を除き、弊社は、紹介事業者等のサービス提供が完了しなかったこと及び期限内に完了しなかったことにより利用者が発生した一切の損害について、いかなる責任も負わないものとします。
- 弊社は、前条に基づき弊社が行った措置により利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。
- 弊社は、利用者等と紹介事業者等との間で発生したトラブル等について、一切の責任を負わず、また、本サービスに関連して利用者等に発生した損害について、請求原因のいかんを問わず(債務不履行、契約不適合、不法行為を含みますがこれらに限られません。))、それが弊社の故意又は重過失により生じたものでない限り、一切の責任を負いません。
- 前三項にかかわらず、本契約が消費者契約(消費者契約法第2条第3項に定めるものをいいます。))である場合、弊社は、当該利用者等に発生した損害について過失が認められるときは、当該利用者等に発生した損害を賠償する責任を負います。
- 弊社は、前項により利用者に対し第2項から第4項までの損害について責任が認められる場合でも、利用者等に発生した通常の損害に関してのみ責任を負い、弊社に故意又は重過失がある場合を除き、特別の事情から生じた損害(弊社の予見可能性の有無を問いません。))、結果損害、間接損害、及び当該利用者の逸失利益については、一切責任を負いません。また、弊社は、前項により利用者に対し第2項から第4項までの損害について責任が認められる場合(弊社に故意又は重過失がある場合を除きます。))でも、理由のいかんを問わず、弊社の損害賠償責任は、紹介事業者等に対し、利用者がサービスの利用の対価として支払った額を限度とします。
- 弊社は、本サービス及び紹介事業者等が提供するサービスが、利用者の特定の目的に適合すること、利用者の期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用者等に適用のある法令や業界団体の内部規則等に適合すること及び利用者等に何らかの不都合が生じないことについて内部保証いたしません。
- 利用者は、弊社又は紹介事業者等に対して提供する書類・情報について、必ずバックアップ・控えをお取りください。当該書類・情報の削除又は消失により、利用者等に何らかの損害が生じたとしても、弊社は一切の責任を負わず、何らの賠償又は補償の責任を負わないものとします。

## 第10条(秘密保持)

利用者は、本サービスに関連して弊社が利用者等に開示した非公知の情報について、弊社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

## 第11条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法、電子消費者契約法及びその他の関係法令等により無効と判断された場合でも、それ以外の部分は継続して効力を有するものとします。

## 第12条(契約上の地位の譲渡等)

- 利用者は、本契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務を、第三者に譲渡、移転、担保提供その他の方法により処分し、貸与し、又は承継させてはならないものとします。
- 弊社は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡又は承継した場合、当該譲渡又は承継に伴い、本契約上の弊社の地位及びこれに基づく一切の権利義務を第三者に譲渡又は承継させることができるものとします。利用者は、かかる譲渡又は承継について、本項においてあらかじめ異議なく同意するものとします。

## 第13条(準拠法及び合意管轄)

- 本規約に関する準拠法は、日本国の法令とします。
- 弊社及び利用者は、本サービス又は本規約に起因又は関連する一切の紛争について、訴訟に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意するものとします。

## 附則

本規約は、2024年2月16日から実施します。

以上